

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

令和8年9月9日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

9月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第65号所管分の審査-----	2
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、中川嘉彦委員、村上英明委員、増永和起委員）	
議案第67号の審査-----	12
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、村上英明委員、増永和起委員）	
採決-----	15
閉会の宣告-----	16

民生常任委員会記録

1. 會議日時

令和8年9月9日（水） 午前10時 開会
午前11時10分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 光好博幸 副委員長 増永和起 委員 中川嘉彦
委員 村上英明 委員 大川ゆり 委員 光田あまね

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市 長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修
保健福祉部次長兼保健福祉課長 松田紀子
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也
高齢介護課長 細井隆昭

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

1. 審査案件

議案第65号 令和8年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
議案第67号 令和8年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）

(午前10時 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、そしてお足元の悪い中、民生常任委員会をお持ちいただきまして誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和8年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分の審査ほか1件でございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、この場を一旦離れますけれども、待機しておりますので、よろしくお願いします。

○光好博幸委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光田委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第65号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 おはようございます。

補正予算書の5ページにあります債務負担行為の補正の追加分について1点、変

更分について3点の合計4点をお伺いいたします。

1点目です。

先日、全議員に対して味生コミュニティセンターの指定管理者を公募する旨のお知らせがありました。別府コミュニティセンターは非公募であったとお聞きしておりますが、なぜ今回は公募することになったのか、お伺いいたします。

2点目です。

補正予算書5ページのまちごとフィットネスヘルシータウン事業について、限度額が補正前と補正後で610万4,000円増加していますが、その理由をお伺いいたします。

3点目です。

補正予算書12ページの国庫補助金について、地域未来交付金と地方スポーツ振興費補助金の2種類が計上されておりますが、その内容についてお伺いいたします。

4点目です。

補正予算書16ページの保健衛生費について、管理運営委託料が減額されておりますが、その内容についてお伺いいたします。
○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 指定管理者について、別府コミュニティセンターは非公募でしたが、なぜ味生コミュニティセンターは公募するのかという御質問にお答え申し上げます。

別府コミュニティセンターを開設したのは10年前で、本市としましては初めてコミュニティセンターを設置いたしました。また、公民館からコミュニティセンターへと、業務を引き継ぐことも初めてでございました。

当時は、どの程度経費がかかるのか不明

確で、公民館業務を確実に円滑に引き継いでいくには、庁内で十分な連携も必要でございました。

以上の理由から、別府コミュニティセンターについては、長年本市の公共施設の管理運営を担っている摂津市施設管理公社に、非公募で指定管理者の指定を行ってきたところです。

今回も、新規施設ではございますが、コミュニティセンターの管理運営のノウハウを一定積み上げることができましたので、今回の指定管理者は、原則公募という基本に立ち返って、市民サービスのより一層の向上と、効率的な運営が図られることを期待しまして、広く指定管理者を募集するものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 松田次長。

○松田保健福祉部次長 保健福祉課に関わります3点の御質問にお答えさせていただきます。

この3点の変更理由が一連のものとなっておりますので、まとめた説明になることを申し上げます。

まず、債務負担行為の変更についてでございます。

新たな健康アプリの導入をするに当たり、令和8年度の当初予算要求時に、補正予算書12ページにある地域未来交付金という国庫補助金を歳入として想定しておりました。

事業は3か年計画を立てていたのですが、地域未来交付金は、初年度のみを対象とするため、2年目、3年目で必要となる経費の一部を、前倒しで令和8年度分に組み込ませていただきました。令和8年度に1,690万1,000円、2年目、3年目の債務負担行為に、それぞれ416万9,0

00円としておりました。

ところが、昨年度末に予定しておりました地域未来交付金が採択されませんでした。しかし本年度4月になり、地方スポーツ振興費補助金の公募がありましたので、応募し、採択をいただいた次第でございます。

地方スポーツ振興費補助金は、1年目だけではなく、2年目、3年目も補助対象となることから、今回の補正予算で、1年目に前倒ししていた分を減額して、2年目、3年目の債務負担行為額を増額し、3年間の予算の平準化を図るものでございます。

なお、この3か年トータルの予算額は27万5,000円減額となりますが、これはせつつ健康チャレンジを提案した企業の見積金額が、予算額及び債務負担行為額を下回ったことによる減額でございます。

補正予算書12ページの歳入については、今申しましたとおり当初予算で計上をしていた地域未来交付金が採択されなかったため799万6,000円を減額し、新たに採択された地方スポーツ振興費補助金846万6,000円を計上させていただき、プラス・マイナスで47万円の増となっております。

地方スポーツ振興費補助金は、国の予算額が少なかったため採択はされないだろうと思いつつも、挑戦した結果、採択をいただきまして、地域未来交付金よりも3年間の合計金額で1,147万5,000円多くいただける見込みとなり、よい報告ができた次第でございます。

補正予算書16ページ、歳出額の変更についてでございます。

当初予算額の1,690万1,000円と補正後の1,052万2,000円の差額である637万9,000円を減額補正

させていただいたものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 1点目の公募に至った理由は理解いたしました。

来年7月の開設に向けて、お示しされたスケジュールで進めていかれると思います。市民サービスのより一層の向上と効率的な運営が図られるように要望いたします。

2点目の限度額の変更、3点目の2種類の補助金について、4点目も理解いたしました。

交付金が不採択になっても諦めずにほかの補助金を探され、採択された粘り強い姿勢と熱意を高く評価いたします。

日頃から住民に寄り添い、さらなるサービスの向上に真摯に対応しようと挑戦できる環境を、管理職の方が作り出されているのだとも評価しております。

限られた財源の中で、より充実した市民サービスを提供できるよう、引き続き国庫補助金の活用に挑戦され、環境を整えていただくよう要望いたします。私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 光田委員の質問が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 私からは2点お伺いいたします。

補正予算書の5ページ、債務負担行為の補正についてお伺いします。

1点目、味生コミュニティセンターに関する事業についてです。

先に光田委員からも質問があったところですが、開館準備業務委託事業と指定管理事業の2事業がありますが、それぞれど

のような内容のものなのか、お伺いいたします。

2点目、まちごとフィットネスヘルシータウン事業についてです。

本事業においては、今年7月からアプリ「みんチャレ」を活用した新たなせつつ健康チャレンジがスタートし、市民の健康づくりや交流促進への期待が高まっているところです。

「みんチャレ」を活用した新しい取組が始まって以降、現在の登録数や利用状況はどのようになっているのでしょうか。

また、利用されている市民からの評判や現場での手応えについて、市としてどのように把握されているのかお聞かせください。

以上です。

○光好博幸委員長 以上2点について、答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 味生コミュニティセンター開館準備業務委託事業と指定管理事業の二つの内容についての御質問にお答え申し上げます。

現在建設中の味生コミュニティセンターは、順調に工事が進めば、来年3月に竣工する予定でございます。

3か月程度の開設準備期間を設けまして、来年7月頃から供用を開始する予定で事務を進めておりまして、指定管理者の指定期間も令和9年7月からの予定としております。

開館準備業務委託事業の942万5,000円は、指定管理者の指定期間に入る前の令和9年4月から6月までの3か月間、指定管理者に決定している事業者へ委託をしまして、備品の搬入や設備の確認、貸室の予約受付、運用基準やマニュアルの整

備、広報物の作成、開館記念式典の準備などの業務を行うための経費でございます。

指定管理事業の1億3,258万6,000円は、令和9年7月から令和11年3月末までの指定管理期間において、指定管理者が味生コミュニティセンターの管理運営を行うための経費でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 松田次長。

○松田保健福祉部次長 せつつ健康チャレンジの御利用者の状況についてでございます。

令和8年7月1日から8月31日までの参加者数は968名でございます。

性別では男性が328名、女性が633名、その他が7名と女性の参加者が多く、約65%となっております。

年代別では50代が最も多く226人、次いで70代の201人、その次が40代の180人であり幅広い世代の方に御参加していただいております。

御利用者の声としては、「チームの方と励まし合ったりすることで、楽しみながら使わせていただけてます」というお声をいただいております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 味生コミュニティセンターに関しまして、事業の役割分担や7月からの供用開始までのスケジュールにつきまして理解いたしました。

2回目の質問です。

開館準備業務委託事業の限度額942万5,000円、指定管理事業の限度額1億3,258万6,000円と記載されていますが、どのように限度額を設定したのかお伺いいたします。

次にまちごとフィットネスヘルシータウン事業についてですが、スタートから間もない中で、既に968名もの市民の皆様が登録、利用されており、非常に順調な滑り出しであり、市の取組や周知の成果だと受け止めております。

本事業は、単に個人の歩数や健康データを管理するだけではなく、5人一組のチームで励まし合いながら楽しく運動を継続できる、ピアサポート機能の活用や、市民同士のつながりを生み出し、孤独、孤立対策にも寄与する点で、大変すばらしい取組だと感じております。

スマホの操作に不安がある方向けの説明会など丁寧なフォローも続けていただきながら、幅広い世代の市民の皆様に親しまれ、今後さらに利用者の輪が広がることを期待、要望いたしまして、この質問を終わります。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 債務負担行為の限度額の設定についての御質問にお答え申し上げます。

債務負担行為の限度額の設定につきましては、本市や他市で指定管理者として実績のある3者から見積りを取りまして、3者それぞれ見積額を科目ごとに比較した上で、別府コミュニティセンターの運営経費も参考にしながら、市として金額を算出し、限度額の設定を行ったものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 御答弁ありがとうございました。

他社の見積りや別府コミュニティセンターの実績を踏まえた限度額の設定、根拠について理解いたしました。

味生コミュニティセンターが地域の新たな拠点として市民の皆様に親しまれ、安全かつ円滑に開館、運営されるよう、業者選定に当たっては、公平性、透明性をしっかりと確保し、適切な方法で審査、選定を行っていただくことを強く要望いたします、私からの質問を終わります。

○光好博幸委員長 ほかに質問ありますか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 1点目は、どのようにして地方スポーツ振興費補助金をもらえるようになったか、お聞かせいただければと思います。

2点目、「みんチャレ」というアプリで先ほど1,000人近くの方が利用されている話だったと思いますが、ターゲットにしている層があるのかと、利用者数の目標を教えてくださいたいと思います。

○光好博幸委員長 以上、2点になります。答弁を求めます。

松田次長。

○松田保健福祉部次長 1点目、採択の理由は推測になりますが、本市から交付申請をするに当たって、計画書等の申請書類を提出しています。多くの市町村が健康利用を目的としたアプリでポイント付与をする事業は、しておられると思いますが、今回、私たちがプロポーザルで決定したアプリは、コインを得て寄附機能も備わっています。

具体的には、小学校等への寄附を目指しています。教育機関、若い層も巻き込み、前回の6月議会でも一般質問で御答弁させていただいたポイントの地域活性化へ

の利用も検討しております。

例えば、保健福祉課で「みんチャレ」のサポーターとして、ほかの方にアプリの利用を教えたり、利用促進してくださる方に対し、登録をいただいたらポイントを付与する予定です。全庁的にも、例えばボランティアをしてくださる方や、地域に貢献してくださる方にも、ポイント付与を計画しております。他の自治体ではこういうことをあまりやっておられないので、評価いただいたのではないかと考えています。

また、国によると、若い層の方の健康増進、特に若い女性が将来的に介護や要介護になる可能性があると言われてしています。

やはり、女性は痩せ願望の影響で、若い層を中心にBMIがかなり悪いという結果が出ております。特に、女性の健康増進についても、このアプリで呼びかけたいと申請書に書かせてもらった点が評価されたと推測している次第でございます。

2点目、目標人数でございますが、私も、1,500人としており、現在1,000人弱ですので、さらなる宣伝・周知をしていきたいと考えております。

また、若い層が使ってくれたらと考えております。現在、10代から90代までの方に幅広く使用していただいております。以前のマイレージ事業が六、七十代の方が多かったため、我々は今回も同様かと考えていましたが、四、五十代の方が多く、うれしく思っているところですので、その点もさらに強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 国の予算が少ないのに本市に補助してくれたのは職員の熱意や

コツがあったのかと思い、御質問いたしました。

次に、アプリを利用している層ですが、いい取組だと思しますので、一過性ではなく、ずっと続けられる事業であってほしいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 2点、お尋ねさせていただきます。

1点目、味生コミュニティセンターの指定管理の件で、今回は1年9か月ほどの指定管理になると思います。

今回の限度額は、1億3,258万6,000円で、別府コミュニティセンターの限度額を単年度で割ると、大差はないと思います。行政コストを縮減し、民間ノウハウを活用した効率的・効果的な運営を行うのが、指定管理事業の大きな目的だと思います。

今回、本市としては2施設目のコミュニティセンターでございますので、味生コミュニティセンターは、どのように効率的・効果的な運営をするのか、また、民間ノウハウの活用を求めていくのか御質問させていただきます。

2点目、まちごとフィットネスヘルシータウン事業で、債務負担行為の変更という項目だけを見れば、債務負担行為の金額だけが増えたと見えますが、裏づけとして、補正予算の支出で、保健衛生費の管理運営委託料が減額されています。

国の補助金等々も含めて、歳入予算が増えたと認識をしておりますし、今回のこの健康増進アプリは、単年度事業ではなく、3年間の事業として、効果や運営のやり方などの測定をやっていこうということで、

一つの評価ができると思います。

また、地方スポーツ振興費補助金については、国の狭き門の中から採択されたもので、本当に職員の知恵も含めて評価をしたいです。

質問といたしまして、今回3年間でやっていく事業展開について、お尋ねさせていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 質問に対する答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 指定管理者にどのような運営を求めるのかというお問い合わせについてですが、募集要項では、味生コミュニティセンターの管理運営についての六つの基本方針を掲げております。

一つ目は、地域住民や関係団体との対話と協働を基本とし、多様な人や団体が主体的に関わる施設運営を目指すこと。

二つ目は、施設の管理運営に関する専門的知識や経験を生かし、効率性と利用者満足度を両立した持続可能な施設運営を行うこと。

三つ目は、誰もが安心して利用でき、安全で信頼される施設環境の実現を目指すこと。

四つ目は、平時から地域とのつながりを育むとともに、防災意識の啓発や訓練を通じて地域防災力を高めること。

五つ目は、これまで公民館で培われた学びや交流を大切にしながら、新たなコミュニティ活動へと発展させること。

六つ目は、地域包括支援センターとの連携を図り、地域社会における相乗効果を実現すること。

この六つでございます。

指定管理者となる事業者には、基本方針

を実現するために、地域住民との協働を重視して地域の特性を生かした創造的かつ柔軟な施設運営を期待いたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 松田次長。

○松田保健福祉部次長 3年間の事業展開についてのお問いでございます。

令和8年7月にスタートいたしまして、説明会なども開催しております。9月30日にも、写真を撮りながら参加者同士で交流をするせつつ健康チャレンジをもっと楽しむための講座を予定しております。

今後も参加者の交流会や説明会をやっていきたいと思っています。

そして、令和9年度は、先ほども申し上げましたコインの寄附について、進めたいと思っています。

例えば、学校にボールを一つでも寄附できると、保護者の皆さんも、興味を持っていただけたと思います。教育委員会にもその旨をお話しさせていただいて、チラシの配布を行い、若い親世代の層にもターゲットを広げたいと思っています。

また、この様子を学校だよりや広報紙で取り上げていただけたら、参加されていない方にも興味を持っていただくことができると思います。また、コインは市民でなくてももらうことができますので、市内で働いておられる方も協力していただき、みんなで広げていきたいと思っています。

令和10年度は、これらのことを継続しながら、先ほど申しましたポイントの地域活用についても、進めていきたいと思っています。

コインの寄附については、協賛企業の募集を考えておりまして、アプリの開発事業者が、既に他市において行っている実績もございますので、今年度の下半期に進めて

いく予定です。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。村上委員。

○村上英明委員 1点目、味生コミュニティセンターの件ですが、今回コミュニティセンターが2件目で、同じ四中校区となりますが、昔を遡れば、味生村や別府村は別の地域という認識もあると思います。

今後、別府地域にはないものを、新たに味生地域でやっていき、それぞれ特色をつくるのが、地域との関連性をさらに深めていくことにもつながっていくと思います。指定管理者のみならず、行政と一緒に味生コミュニティセンターを、味生地域につくってよかったと後世まで言ってもらえる施設運営ができるよう要望いたします。

2点目、まちごとフィットネスヘルシータウン事業につきまして、参加者同士の交流や、コインでの寄附、また学校関係や協賛企業など、幅広くやる事業展開で、将来的にも幅広く波及効果が見えてくる事業になればと思いますので、まちごとフィットネスヘルシータウン事業をやったということのみならず、どういう効果をもたらしたのでしょうか。

例えば、国民健康保険料や介護保険料などが少し減ったり、障害をお持ちの方や児童・生徒の体力が向上したり、効果が数字で出てくる制度をこれから考えていただくよう要望としておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 今も皆さんが活発な質

問をしていただいたので、いろいろな面が明らかになったと思っていますけれども、私からも少し質問させていただきたいと思います。

1 点目、補正予算書 5 ページのまちごとフィットネスヘルシータウン事業でございます。多くの皆さんが今までの事業がなくなると思われて、それまで利用されていた方から、なぜやめるのかというお声をいっぱいいただいています、終わらない旨の説明を何人かの方にもさせていただいております。

答弁をお聞きして、新たな層を取り込んで、若い世代の方にも御利用いただけることについては、非常に前向きな喜ばしいことだと思っています。

その一方で、今までやってきた 60 代・70 代の方々に対して取りこぼしがないのかどうかについては心配ですので、そこについてお話しいただきたいと思います。

2 点目、味生コミュニティセンターですが、これから指定管理者を公募していく中で、募集要項内に記載の六つの重要な柱を御紹介いただきました。

味生コミュニティセンターは、味生公民館に代わるものとして造られますので、別府コミュニティセンターのときと同じかと思っています。

何回も御紹介していますけれども、公民館を管轄していた教育委員会の、摂津市社会教育委員会議から、平成 26 年つまり 2014 年に、答申書が出されております。その中で生涯学習・社会教育施設としてしっかりと機能することが必要だと書かれており、しっかり受け継げる新たなコミュニティセンターであるべきだと書かれております。

別府コミュニティセンターの場合は、し

っかり引き継ぐために、当時は、市の職員も別府コミュニティセンターの職員として入っていただいて、指定管理者とともに、二重体制が取られていたと思います。

時間が経ってから、市の職員はもう配置しないとなり、指定管理者に全部任せることにはなりましたが、今回は、恐らく考えておられないと思います。

指定管理者を公募したら、別府コミュニティセンターが運営している摂津市施設管理公社が全部引き継いで、新しいコミュニティセンターも運営していくということもあれば、全く新たなコミュニティセンターが入ってくることも可能性としてあるわけです。公民館機能をどのように引き継いでいくと考えておられるのか、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

2 点目、これもコミュニティセンターに関わりますが、地域包括支援センターとの連携というのは、別府コミュニティセンターにはない新しいスタイルになると思います。柱の一つに入れますというお話だったんですが、担当課も違うところでありますし、どのように連携していけるのか、どういうことを大事にしているのかをもう少しお聞きしたいと思います。

それから、防災の避難所でもあり、柱の中にもあったとは思いますが、別府コミュニティセンターも一応避難所ということになっています。大阪北部地震後の台風のときだったと思いますが、コミュニティセンターは、避難所として人を配置していただいていたんですが、そこに人がいてというのが分からなかったそうです。地域の人から避難所として開けてほしいという声が後から出ていましたが、実は避難所として開設していることが何も表に出ていないから、まさかいてくれてたとは思わな

かったみたいです。

他の地域で起きている大きな水害の中では、避難所とならないとなっているのだと思いますが、今、大雨が続いて、大規模な広域避難をしないといけないというところではないですが、避難所が必要なケースが、出てくる可能性があると思います。

そういう中で、避難所としての役割を、指定管理者とどう協力しながらつくっていくのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 質問４点でございます。

四つ目の質問については、避難所という観点でございますけども、これからやっていく中での自治振興課の考え方としてお答えいただきたいと思います。

答弁を求めます。

松田次長。

○松田保健福祉部次長 ６０代・７０代の方の取りこぼしがないかという御質問でございます。

今回、変わった点が歩数計でして、測る機械がスマートフォンになったことで、御高齢の方がついてこれるだろうかと思っておりましたが、思いのほかよく御存じで、進め方が分からない方も直接窓口に来られて、一緒に操作をしております。

また説明会には、９０代の方も来られて、７０代の方に教えておられる講座もございました。スマートフォンが、私どもの思っている以上に、御高齢の皆さんに浸透して、そして活用されていることも、逆に見えてきた次第です。

歩数計をお持ちになるほうがいいのか、逆に女性の方は、歩数計が嫌だという方もおられて、スマートフォンがよかったというお声もございますので、それは好き好き

かと思っています。

実際にマイレージが変わったのが残念だという方もおられたんですが、歩数計は歩数計として引き続き使えますので、スマートフォンも一緒にやっていただいたら、こういうこともできると説明をいたしますと、興味を持っていただいて、ダウンロードしていただきます。話せば興味を持ってもらえるのだという手応えもございました。

現在、つどいの広場、サロンやリハサロンに行き、説明をさせていただいておりますが、ほかにも何か集まれるような機会があれば出向き、宣伝・周知をして、御高齢の方にもつないでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 １点目、公民館からどのように引き継いでいくのかというお問い合わせであったかと思えます。

先ほども申し上げましたように管理運営の基本方針の一つに、公民館からの引継ぎを挙げております。また指定管理者業務の仕様書にも、公民館からの継続実施業務として、登録クラブに関する業務や祭りに関する業務、講座等の開催など、公民館機能が途絶えることのないようにしっかりと仕様書に明記しております。

また開館準備業務委託も、３か月間と十分に期間を取りまして、準備をすると同時に、公民館からの引継ぎの期間としても充てております。

また庁内におきましても、公民館を所管する教育委員会としっかりと連携を図りながら、公民館からコミュニティセンターへと円滑に移行できるように取り組んでまいります。

2 点目、地域包括支援センターとの連携でございますけれども、この点につきましても、先ほど申し上げました基本方針において、地域包括支援センターとの連携を図って地域社会における相乗効果を実現することを挙げております。

こちらも仕様書で連絡調整、報告等に関する業務の一つとして地域包括支援センターと定期的に情報共有を行うこととしているほか、自主事業においても、地域包括支援センターと連携して相互の目的に資する取組を積極的に提案することを求めています。

3 点目、防災に関するお問い合わせでございます。

味生地域におきましては、一級河川に囲まれた地域の特性があつて、風水害時には、浸水等のリスクも想定される地域でございます。

味生コミュニティセンターでは、平時から地域住民の防災意識や地域とのつながりを育むとともに、災害時には一時避難所として地域住民の安全確保に寄与する拠点としての役割を担うものと考えております。

指定管理者の業務仕様書では、防災に関する啓発講座を年 3 回以上実施することのほか、災害発生時は、避難所を運営する市職員が到着するまでの間は、避難所開設の初動対応として、避難者の誘導や状況把握を行うことを求めています。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。
増永副委員長。

○増永和起委員 1 点目、60 代・70 代の今までやっておられた方も、割とスムーズに新しい事業に移行していただいたという内容の御答弁でした。

また、今までの方だけではなくて、今後高齢者の皆さんにもしっかりと周知をしながら、この制度を拡充していきたいということでしたので、ぜひ若い方も高齢者の方も健康増進のために活用できるよう努力していただきたいと思いますのでお願いいたします。

2 点目から 4 点目、味生コミュニティセンターについてです。仕様書や募集要項への記載だけではなくて、具体的に公民館等の事業の継続のために、3 か月間の準備期間を充てるつもりだというお話だったと思いますし、引継ぎをしっかりといただきたいと思います。

地域包括支援センターとも定期的に情報交換する機会を持っていただけるということでした。

避難所の開設の場合も、指定管理者の方がいるときは、市の職員がたどり着くまでは初動対応をしていただくお話をお聞きしましたが、いろいろな形で役割を果たす新しいコミュニティセンターですので、ぜひ地域の皆さんともしっかりつながりを深めるためのいい場所として活用していただけるよう努力してほしいと思っています。

そのためにも、市民の方が利用しやすい値段設定にすることは非常に重要です。開設まで時間がありますので、ぜひ使用料については引き下げるように見直しを求めて私の質問を終わります。

以上です。

○光好博幸委員長 増永副委員長の質問が終わりました。

そのほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第67号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 介護保険特別会計補正予算書の4ページの高齢者配食サービス事業について質問させていただきます。

高齢者配食サービスについて、限度額77万7,000円を設定されていますが、事業内容についてお聞かせください。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁願います。

細井課長。

○細井高齢介護課長 高齢者配食サービスにつきまして、本サービスは食事作りが困難で栄養状態に問題のある65歳以上の一人暮らしの高齢の方、または65歳以上のみで構成される世帯を対象にバランスの取れた食事を配達するとともに、安否確認を行うものでございます。

今回の債務負担行為の設定は昼食に係るもので、現在の委託契約が令和8年度末をもって終了となるため、令和9年度以降も途切れることなくサービスを提供できるよう今回上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。事業内容について理解いたしました。

配食サービスの委託事業について、物価高騰により、食材などの材料費が高騰していると思われますが、積算単価については

どのようになっているのかお聞かせください。

○光好博幸委員長 答弁願います。

細井課長。

○細井高齢介護課長 近年の食材価格の高騰や配達費などの経費の上昇により配食サービスの運営経費が増加している状況となっており、とりわけ野菜などの基本食材の価格上昇に加え、配達にかかる燃料費やガス代の高騰も影響するものと考えております。

そのような状況を踏まえまして、現契約単価は、1食当たり387円でございますが、今回の予算計上に当たり1食当たり432円で積算をしているものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 近年の物価高騰を踏まえた積算単価の改定や、令和9年度以降も途切れることなくサービスを提供するための債務負担行為の設定について、背景や考え方は理解できました。

物価高や配送費の高騰が続く中であっても、必要な方へ確実にお届けするための配慮は重要であると考えます。

限られた財源で効果的な行政運営が求められますが、市民の安心安全な暮らしの確保と、健全な財政運営の両立に向けて、引き続きの御尽力をお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○光好博幸委員長 光田委員の質問が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 私は質問ではなく意見として述べさせていただきます。

今年度は第10期せつつ高齢者かがや

きプランの策定年度となっており、今後の本市の高齢者福祉の方向性を決定づける極めて重要な年であると認識しております。

超高齢社会がさらに進展する中、介護人材の確保、定着、支援や医療と介護の連携強化、さらには、多様化する高齢者のニーズに対応した地域包括ケアシステムの進化は喫緊の課題です。

計画策定に当たっては、現場の切実な声や現状の課題をしっかりと反映させた実効性のある計画となるよう強く期待するものです。

あわせて、財政面におきましては、今回の補正予算では、介護保険特別会計の歳入歳出の額は約86億円とされています。これに対し、第9期計画の初年度である令和6年度は約77億円であったことを踏まえると、介護保険事業を取り巻く環境は厳しさを増し、年々予算規模は大きくなってきております。

急増する財政需要や持続可能性への懸念を踏まえ、次期計画の策定及び今後の事業運営に当たっては、高齢者福祉の質を維持、向上させつつも、中長期的な視点に立った持続可能な制度運営となるよう、一層検討と対策を進めていただくよう強く要望いたします。

この節目を重く受け止め、市民が安心して年を重ねられる地域づくりに向けた総合的な施策の推進に努めていただくようお願いし、私の意見といたします。

以上です。

○光好博幸委員長 大川委員の質疑が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 2点ございます。

1点目、先ほどもございました高齢者配

食サービス事業でございます。

この債務負担行為の補正の追加ですが、文言だけを見ると、昼食と夕食の両方を含んだものと思っていたんですが、先ほど質疑の中で昼食だけとのことでございました。昼と夜の両方という認識を持ってしまったということだけ、私の意見として申し上げておきたいと思います。

1回目の質問ですが、この配食サービスは、食事作りが困難な方に栄養面を考慮して、配食する面もあります。もう一つは安否確認を行うっていうのもこの趣旨の中にあると思いますので、配食については、民間事業者の参入は見受けられると思います。民間事業者による参入と、考え方について、1回目お尋ねさせていただきたいと思います。

2点目、8ページで歳入ですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金があります。歳出に同額で一般管理費の中に、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金がございます。

国といたしまして、交付金の目的の一つが、介護施設等の防災減災対策のための整備であると思いますが、今回の事業内容について、1回目お尋ねさせていただきたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 質問2点になります。

細井課長。

○細井高齢介護課長 1点目の高齢者配食サービス事業についてでございます。

こちらは、高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、栄養管理や安否確認の手段として取組を進めているところでございますが、御質問のとおり近年は多くの民間事業者が市場に参入しており、高齢者の多様なニーズに対応したサービスが展開されて

いると承知しております。

今後の民間事業者との関係性につきましては、やはり行政が担うべき領域と民間で対応可能な領域の在り方を踏まえ、本事業に限った話ではございませんが、民間サービスだけでは十分にカバーできない部分など、今後望ましい行政と民間との役割分担について検討を進めながら事業の在り方を考えていきたいと思います。

2点目、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内容についてでございます。

高齢者施設の安全性の向上または災害をはじめとした非常時の対応力強化など、市町村を通じて国から補助金が交付される制度で、国の補助率としては10分の10となっております。

本件は、市内において新たに国の採択を受けた地域密着型サービス事業所における非常用自家発電設備の整備に関するもので、国からの交付金を歳入とし、施設設置者に対する補助金の交付を12ページに示しております歳出として同額を計上しているものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。
村上委員。

○村上英明委員 1点目、高齢者配食サービスにつきましては、先ほど申し上げたような感じと御答弁もございましたけれども、民間事業者等の参入も近年は見受けられるということでもございます。ただこの民間事業者が、事業として行うに当たっては、どうしても会社の利益を求め、経営・運営をしていくということで、金額設定等をしてまいります。やはり行政とすれば、民間がやっていくことが困難であり、補助的な事業を行政として行うというのも一つの趣旨だと思いますし、今回、令和11

年度までの債務負担行為を組まれたということは、第10期せつつ高齢者かがやきプランでも、事業として行っていくということだと思いますので、今後、財政も考えながら、事業内容の在り方も含めて、検討していただきたいと要望しておきます。

2点目、防災減災に関わる地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてでございますが、先ほど御答弁でもございました。近年、全国的に見ても災害は起きており、防災・減災が必要になってきます。施設の方にしてもそうでございますし、また地域の方にとっても安心度が高まってくるようなことにも資すると思しますので、1,720万円というこの交付金をいただいて、その同額を支出していきますので、しっかりと国の補助する目的に資するようやっていただきたいと思います。

意見として申し上げておきたいのは、別件になるかも分からないんですが、基金の件でございます。

令和7年度決算を見れば、当初令和7年度でも、基金として持ち越せられるだろうという予測から、いざ令和7年度決算を見ると金額が増えてきたということもございます。ただ一方で、今回の予算書でも、基金の歳入面でも見ているということでございますので、しっかりと基金を見据えながら、今後第10期計画の保険料算定や事業展開を計画としてやっていかれると思います。しっかりと今の社会情勢等を見据えながら、ある程度基金を温存しないといけない面もございますが、その事業展開をしっかりと見据えていただきたいと要望いたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員の質問は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 皆さんの質問で、大体網羅されている状況ではあるんですけども、今、村上委員の質問の中でもありました10ページの基金繰入金の問題について質問したいと思います。

10ページの繰越金、介護保険給付費準備基金繰入金ですが、この内容についてお伺いしたいのと、基金残高が一体どのようなのかという点について教えていただきたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 繰越金の内容についてでございます。今回計上をしております1億285万6,000円は、令和7年度決算におきまして、歳入額は全体で約80.5億円、歳出額が約79.5億円であったことに伴う歳入歳出差引額として発生した黒字額を、令和8年度の予算に組み込み、令和7年度の精算において生じた不足額に充当するものでございます。

また、補正予算書12ページに計上しております償還金1億3,367万4,000円に対し、10ページに示しております介護保険給付費準備基金繰入金から5,027万5,000円を取り崩して充当しております。

この精算等を反映した結果、令和8年度末の基金残高は約2.45億円となる見込みとなっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 令和7年度を締めた結果ということでございました。

基金残高が約2億4,500万円になる見込みであるということでございます。

具体的な中身に関しては、これから決算審査がございまして、しっかりと審査をしていきたいと思えます。大川委員も言われましたように、第10期計画を見据えて、これから、ますます介護保険を必要とする方々が摂津市の中でも増えていく状況になっていくと思えますので、本市としてしっかりと、介護サービスを必要な方にきちんと届けるという体制をつくっていくことをお願いしたいと思いますので、要望いたします。

○光好博幸委員長 増永副委員長の質疑は終わりました。

そのほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終わらせていただきます。

暫時休憩とします。

(午前11時8分 休憩)

(午前11時9分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採決に移ります。

まず、議案第65号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定い

たしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。

(午前 11 時 10 分 閉会)

摂津市議会委員会条例第 29 条第 1 項
の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 光田あまね